

4月から国民年金保険料の額が変わります

平成31年度の国民年金保険料は月額16,410円（平成30年度は16,340円）です。保険料は納付期限までに忘れずに納めましょう。

保険料の納め方は、納付書による現金納付だけでなく、口座振替・クレジットカード納付・電子納付（ペイジー）などの方法があります。ご自身に合った納付方法をお選びください。口座振替またはクレジットカード納付をご希望の場合は、役場住民課に申請書がありますのでお問合せください。

＜学生納付特例制度をご利用中の方へ＞

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

平成30年度に学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている方で、平成31年度も引き続き在学予定の方へ、ハガキ形式の申請書が日本年金機構より4月上旬に発送されます。同一の学校に在学している方は、必要事項を記入して返送することで、平成31年度の申請ができます。

ハガキが届いていない方や、初めて申請する方は、役場住民課へお問合せください。

【問 合 先】 住民課 ☎388-1115

教育委員会だより

「あいさつ運動を通して成長する子どもたち」

羽島郡二町教育委員会 ☎245-1133

羽島郡の小・中学校では、地域や保護者の方と連携して、あいさつ運動を行っています。

あいさつ運動では、中学生、地域や保護者の方、先生が校門や玄関などで小学生を出迎えてあいさつをしています。登校する小学生は、元気にあいさつをしたり、ハイタッチをしたりしてあいさつを交わしています。あいさつ運動の参加者全員が朝から笑顔になり、そこには素敵な「あいさつロード」ができあがっています。

また、地域の方からは、小学生からの元気なあいさつによって毎朝すがすがしい気持ちになるという意見もいただきました。

あいさつ運動を通して、子どもたちは「あいさつの気持ちよさ」を繰り返し実感することで、あいさつのよさや大切さを学んでいきます。しかし、恥ずかしさなどもあり、時として自分から進んであいさつができない子どもたちもいるかもしれません。子どもたちを見かけたら、温かい目で見守り、あいさつの声をかけることで、あいさつのできる子が増えていくと信じています。また、「あいさつの気持ちよさ」を実感した子どもたちは、きっと相手の立場や気持ちを考えて心のこもったあいさつができる子に育つと信じています。

子どもたちの成長を願い、地域・家庭・学校が連携してあいさつ運動を行うことは、あいさつができる子どもたちを育てるとともに、子どもたちの心を豊かに育てることにつながります。また、それぞれが連携しながら、地域社会全体で子どもたちの教育を支援していくことは、地域の絆を強くすることにもつながります。笑顔であいさつする子どもたちの姿は、あいさつ運動の大切さを教えてくれています。